

令和8年流山市教育委員会会議第6回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年6月25日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時55分
- 2 場 所 流山市役所 304会議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
委 員 上條 理恵
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 新倉 英之
教育総務課長 横尾 伸一
学校施設課長 横山 則之
学校教育部長 南 暁男
学校教育部次長兼学校教育課長 吉川 正一
指導課長 高畑 佐文
いじめ防止相談対策室長 鵜田 拳
生涯学習部長 石川 博一
生涯学習部次長兼公民館長 染谷 秀則
博物館長 北澤 滋
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 當山 久絵
教育総務課庶務係長 石川 春樹
教育総務課主任主事 右田 宏樹

教育総務課主任主事

神谷 遼

教育総務課会計年度任用職員

寺坂 真佐美

8 議案等

議案第18号 部活動兼任専科教員及び部活動兼任専科指導員の設置に関する規則の制定について

議案第19号 流山市指定有形文化財の指定について

議案第20号 流山市指定有形文化財の指定について

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

教育長	ただいまから、令和8年流山市教育委員会会議第6回定例会を開会します。 まず、令和8年流山市教育委員会会議第5回定例会の会議録をお配りしております。なお、議案第15号及び議案第16号の審議は非公開としていましたが、議案が市議会に提出され、既に公開されている内容となったため、この議事に関する記録についても、他の議案と同様に公表としたいと思います。御意見、御指摘ございますか。 (特になし との声あり)
教育長	特になしということですので、承認ということにします。 これより議事に入ります。 議案第18号「部活動兼任専科教員及び部活動兼任専科指導員の設置に関する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
学校教育部長	提案理由は、流山市部活動地域展開において、平日の地域展開を進めるため、新たな働き方モデルを創り出し、小学校の専科授業と中学校の部活動指導を兼ねた会計年度任用職員の任用を行うためとなります。詳細については、指導課長より御説明します。
指導課長	流山市部活動地域展開については、現在、令和8年10月から休日の部活動において、地域クラブ活動が開始できるように準備をしているところです。平日の地域展開については次年度以降着手していくこととなりますが、指導者の確保が大きな課題となっています。このことから、今年度、小学校の専

科授業を兼任した形で中学校の部活動指導を担当する職員を、新たな働き方モデルとして開始することにより、今後における平日の地域クラブの指導者確保につなげていきたいと考えています。小学校または中学校の専科教員の免許状を保有している方である部活動兼任専科教員の業務内容については、（１）小学校における専科授業（２）小学校における専科授業の教材作成（３）小学校における専科の成績処理（４）中学校における部活動指導及び指導計画 となります。免許状を保有していない方として雇用する部活動兼任専科指導員の業務内容については、（１）小学校における専科授業の実施の補助（２）小学校における専科授業の教材作成の補助（３）中学校における部活動指導及び指導計画 となります。今年度は国庫補助金を活用し、本職員を任用していきます。本日の会議にて承認いただきましたら、今後募集を開始し、本年１０月から勤務が開始できるように準備をしたいと考えています。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員

小学校における専科とはなんですか。

指導課長

例えば音楽や図工、理科などは、現在でも専科教員という形で専科の授業を持つ教員がいます。今回雇用しようとしている方が、例えば理科の免許を持っていれば小学校で理科の授業を行い、その後、放課後の中学校の部活動を指導する、という２つの役割を持つものとして考えています。

羽中田委員

こどもと接するので、雇用についてはしっかりと見て採用して欲しいと思います。

宮本委員

部活動地域展開については、先月、千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会に参加した時もこの件に関する講演会が行われたので、県内の各市町村の現状等もいろいろ学んできたところです。その後、市内小中学校の保護者・こども向けに教育長自ら御出演されていたＹｏｕＴｕｂｅでも、昨年秋に文化会館で行われた講演会よりさらに進んだ詳しい説明だったので、それを聞いて結構安心したところもあり、部活動はなくなるというよりは発展していく、というように捉えました。その中で、指導員を管轄するアーシャルデザインという会社が人材の確保・指導員に対する指導等を行うということ

で、市内の大人向けにも指導員を募集しているかと思います。教員の免許がなくてもサッカーやバレーボールを教えたいという人が自由に応募できるのだと思いますが、先生方も、指導したいという人は学校の先生とは切り離し、人材バンクに個人で登録して参加すると理解していますが、それは合っていますか。

指導課長

おっしゃるとおりです。

宮本委員

今回の議案はそれとは別で、市教育委員会として設置するもの、ということですか。

指導課長

現在、本年10月から始まる休日の指導者の募集を行っていますが、今回の議案は市としてということと、平日の部活動のことになります。平日に授業をし、平日の部活動を指導するというものであり、今募集をしている指導員とイコールではありません。休日は地域の方で、こちらは平日の部活動の指導を兼務していく人材ということです。

教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

議案第18号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号「流山市指定有形文化財の指定について」及び議案第20号「流山市指定有形文化財の指定について」は、担当部署が同一であり類似の案件であることから、一括説明の上、順に審議することとします。提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

市指定文化財の選定及び管理については、「流山市教育委員会組織規則」で

定める議決事項であることから、古文書 1 件、建造物 1 件の指定についてお諮りするものです。指定にあたっては、「流山市文化財の保護に関する条例」により、「流山市文化財審議会に諮問しなければならない」とされていることから、去る 3 月 26 日に諮問を行い、6 月 2 日の審議会を経て、指定相当であるという回答をいただいていることから、本件を教育委員会会議にてお諮りするものです。文化財の案件 2 件の詳細については、博物館長より御説明します。

博物館長

指定案件 2 件について概要を御説明します。まず 1 件目は、流山市有形文化財（古文書）第 38 号として、「芝崎吉野家文書（近世・近代）」になります。指定の理由としては、芝崎吉野家文書は近世芝崎村の名主家に遺された古文書であり、文書類については、令和 2 年 3 月に吉野家から市へ寄贈をいただいています。この古文書については、寛永 13 年、江戸時代の初期から大正 5 年までの 281 年間にわたっての諸記録が遺されています。特に江戸時代の古文書類は、江戸時代の芝崎村だけではなく、流山をはじめ周辺の村々の様相を知ることができる貴重な史料として、指定に類するものとして今回挙げさせていただいています。古文書の指定は、今回初めての案件になります。次に 2 件目は、流山市有形文化財（建造物）第 39 号、名称が「赤城神社拝殿 附 棟札」です。指定の理由としては、流山 6 丁目の赤城神社拝殿は、平成 27 年 3 月に市の有形文化財に指定された本殿・橋掛りとともに、醸造業で栄えた流山の建築文化を象徴する貴重な遺構として、文化財的価値を有するものです。附の棟札は、建築年代を明らかにするとともに、秋元三左衛門、堀切紋次郎をはじめ流山町の有力な人々が建築に関わったことを証明する貴重な史料として、拝殿とともに保存する価値を有するものです。今回 2 件の御承認をいただくと、現在、市の指定文化財は 44 件ありますが、2 件増えて 46 件となります。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

議案第 19 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第20号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、各課等事務連絡に移ります。学校施設課からお願いします。

学校施設課長

(西初石小学校・中学校前歩道整備工事について)

公民館長

(受変電設備更新工事に伴う南流山センター・初石公民館の施設貸出しの休止について)

教育総務部長

(学校施設における電気機器及び物品等の点検依頼について)

教育長

以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。

宮本委員

東京都北区の小学校校舎の火災を受け、学校施設の点検を行うということで、流山市としてもどこをチェックするか等説明がありましたが、箇所ごとではなく校内全体をチェックできるのであれば、全体を確認していただけたらと思います。理科室や家庭科室が想定されていると思うのですが、火の気がないような音楽室が火元ということだったので、全ての場所をチェックして欲しいと思います。

教育総務部長

消防設備点検など法定点検は必ず怠りなく行っていますが、どこで起きるかわからない、やはり身近なところで、まずは先生方に注意していただくということが大事なかなと思います。

宮本委員

ベランダがなく出入口が1ヶ所の教室もあるので、そうした教室の避難の見直し等を改めて行っていただければありがたいです。

上條委員	ヒューマンエラーの部分をやはり付け加えていただかないといけないと思います。施設の老朽化だけではないということも再認識していただきたいと思います。
羽中田委員	気になったのが、今回シュートで降りる避難器具が使えなかったということで、これはとても大きなことだったと思います。避難訓練で使うと片付けるのが大変なので、なかなか避難訓練の中でシュートを使うことは実施しにくく、年間の避難訓練の計画にはどこの学校も入れていないと思いますが、やはりあのような事故が起こると、4階など高い階の場合はシュートをきちんと使えるような避難訓練も大事であると思つづくと思いました。
教育長	消防設備点検は必ず年に2回行っていますが、避難訓練の時に確実にシュートを使っているかというところ、それは何とも言えないところがあります。いざという時にきちんと使えるよう、避難訓練の時に使うようにするというのは1つあるかなと思います。
羽中田委員	ただ、シュートはこどもが火傷したり転んだり等、危険が伴うこともあり得るのですよね。火事の時にそんなことを言てはいられないので、もちろん使えるようにしなければいけないと思いますが。
宮本委員	高校生の時に避難訓練で使ったことがあります、結構怖く、間を空けないと上の人がきたらぶつかるので、訓練の時に何か起きてしまいそうで、小学生が行うのは危険かなと思います。
羽中田委員	それが心配で、今までそうした訓練をしていなかったのが現状だと思うのですが、実際の時に使うことができれば、設置されていても意味がないとも思います。
学校教育部長	おっしゃるとおり、怪我の不安があることから、シュートを使つての訓練をしている学校はほとんどないと思います。何年か前までは行っていましたが、消防車が来て消防署員が付いてくれたので、学校の教員だけでは無理だと思います。消防署の方を呼べば行えないことはないですが。

羽中田委員	教員が設置の仕方だけでもしっかり知っていれば、今回の事故についてはちょっと違ったかと思います。
教育長	本当にいざという時に、教員が使い方を知っていれば逃げられるのではないかと思います。
宮田委員	避難訓練も大事ですが、消火器の使い方ぐらひは最低年に1回程度、先生の中で行ったらいいと思います。実際、使ったことがないと分からないものです。自分は消防をやっていたので年に1回やりましたが、どのように向ければいいのか、どうやってピンを抜くと出るのか等、体験すればすぐ分かります。初期消火がしっかりしていれば、今回の事故もあそこまでにはならなかったのではないかと思います。こどもを交えず先生だけで消火器の体験はできると思うので、それだけでも全然違うと思います。
教育長	そうですね。教員の研修か何かにも盛り込むような方向で検討お願いします。 ほかに御質問はありますか。 (特になし との声あり)
教育長	特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。 以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。 以上で、令和8年流山市教育委員会会議第6回定例会を終了します。

(閉会 午前10時55分)